

第6章 計画の推進について

1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

本計画の基本理念である「市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会」を目指し、市民、事業者そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、本計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

すべての人がかけがえのない存在であることを認め合い、日ごろから地域住民同士のふれあいを深め、市民一人ひとりが、地域を支える重要な一員であるとの自覚を持ち、地域福祉活動の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動に参加するなど、だれもが安心して暮らせる地域づくりを主体的に担っていく役割があります。

また、町内会や地区社会福祉協議会等の住民自治組織、ボランティアやNPO法人等の市民団体は、支援を必要とする人の身近にいて、福祉サービスでは対応できない多様なニーズに柔軟に対応することができることから、「その人らしい暮らし」を支える大きな力になることが期待されます。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援や権利擁護、サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や情報公開、他のサービスとの連携に取り組み、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。また、専門的な知識や技術を活かして、地域福祉活動に参加・協力することが期待されます。

福祉サービスを提供する事業者の中でも、社会福祉法人は、公益性、非営利性、専門的知識や技術の蓄積、安定した経営基盤、施設の所有などの特性を活かして、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者に対する生活支援や地域福祉活動拠点としての場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。市民ニーズの把握に努め、分かりやすい情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実などの施策を推進します。

さらに、地域住民の地域福祉への関心を高める取組を行うとともに、関係機関と協力しながら地域福祉の推進に努めます。

2 市社会福祉協議会との連携による計画の推進

市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助など地域に密着した様々な事業を行っています。

市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の組織作りや活動を支援し、ボランティアの養成や活動の推進に取り組んでおり、地域福祉を推進する上で中心的な役割を果たしています。

市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3 計画の進行管理

本計画を円滑に推進していくためには、計画の実施状況等を把握するとともに計画の効果的な推進に向けた検討を行うなど、計画の進行管理を適切に行う必要があります。社会福祉に関する事項を調査・審議することを目的に設置している「旭川市社会福祉審議会」に実施状況を報告し、意見をいただきながら、計画の進行管理を行います。

また、旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的に、庁内関係課長を構成員として設置している「旭川市地域福祉計画庁内連絡会議」において、実

施状況や課題を把握し、解決策の検討を行うなど、関係部局間の連携を図りながら計画の進行管理を行います。